

## 複合製品廃棄物やあいまい事例等の廃棄物種類の判断事例 (Ver. 1)

## 1. 廃棄物種類(単品・製品)の判断の違い

#	種類	判断例
1	レンガ・瓦・スレート材(解体工事より排出)	<p>●判断例1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スレート材:がれき類</li> <li>・瓦くず:ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</li> <li>・レンガくず:性状等によりガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 又は がれき類</li> </ul> <p>※なお、解体工事により発生したスレート材、含綿セメント板、含綿吸音板等は、0.1%を超えて石綿を含有するものについては、「石綿含有産業廃棄物」</p> <p>●判断例2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解体時にボード類のように原型のまま除去できるものはガラス・陶磁器くず</li> <li>・原型を保てないものはがれき類</li> </ul>
2	廃活性炭	<p>●判断例1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び発生工程により廃棄物の種類が異なる。</li> <li>・泥状の場合、汚泥</li> <li>・固形状又は粉末状の場合、燃えがら</li> </ul> <p>※ただし、排ガス処理工程において、煙道に活性炭を噴霧したり、バグフィルターのろ布に活性炭をプレコートして、集塵施設(バグフィルター等)で捕集されたものは、ばいじん</p> <p>●判断例2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃えがらやばいじんの処理先が少ないため、適正処理の確保の観点から、含水率によらず「汚泥」として、汚泥の定義を拡大解釈することが望ましい。</li> </ul>
3	LLC(廃クーラント)	<p>n-ヘキサン抽出物質含有量が概ね5%を超えるものは、廃アルカリと廃油の混合物、概ね5%以下のものは廃アルカリに該当(環産第17号通知S51.11.18)。</p> <p>●判断例1</p> <p>主成分のエチレングリコールは、ノルマルヘキサン抽出分として5%を超えるため、廃アルカリと廃油の混合物。</p> <p>●判断例2</p> <p>pHより判断し、廃アルカリ</p>
4	スラグ(燃え殻・ばいじんを熔融処理して生じるスラグ)	<p>●判断例</p> <p>鉱さい</p>
5	ばいじん(政令第2条第13号に掲げる廃棄物の略称)	<p>●判断例</p> <p>ばいじん</p> <p>(環整第45号通知(昭和46年10月25日)別紙では、「『ダスト類』という」とされているが、政令第2条の4第5号トでは、「第2条第12号に掲げる廃棄物(中略)以下「ばいじん」という。）」とされているため。</p> <p>なお、湿式集塵施設で捕捉されたばいじんも汚泥ではなくばいじんであることを留意が必要。</p>

## 2. 混合物(複合品)の判断の違い

#	種類	判断例
1	廃塗料(廃インキ)	<p>性状及び成分により次のように廃棄物の種類が異なる。</p> <p>●判断例1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固形状:廃プラスチック類</li> <li>・泥状:汚泥(油分を概ね5%以上含むものは、「汚泥と廃油の混合物」)</li> <li>・液状(水系エマルジョン・水溶性):廃プラスチック類と「廃酸又は廃アルカリ」の混合物</li> <li>・液状(溶剤系):廃プラスチック類と廃油の混合物</li> </ul> <p>なお、溶剤の引火点が70°C未満の場合は、廃プラスチック類(普通産廃)と引火性廃油(特管産廃)の混合物</p> <p>ここで、液状の場合、「廃油との混合物」になるか「廃酸・廃アルカリとの混合物」になるかは、組成で判断する。(トルエン、キシレン等は「廃油」とする。水溶性塗料に使われているセロソルブ類は「廃油」ではなく「廃酸・廃アルカリ」とする。)</p> <p>●判断例2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水性塗料:汚泥</li> </ul>
2	廃乾電池	<p>●汚泥と金属くずの混合物。</p> <p>なお、炭素棒(黒鉛)の部分も燃え殻とするのではなく、汚泥となる。</p>
3	廃トナー(コピー、プリンター等のトナーの廃棄品。成分として樹脂をカーボンでコーティングしたもの)	<p>●判断例1</p> <p>汚泥</p> <p>なお、トナーの成分は、合成樹脂粉末又は合成樹脂粉末と酸化鉄粉末であり、本来、廃プラスチック類又は廃プラスチック類と金属くずの混合物に該当するが、埋立地での着色成分の溶脱を考慮した場合、管理型処分場での埋立処分が望ましいことから、汚泥の定義を拡大解釈する。</p> <p>●判断例2</p> <p>廃プラスチック類</p> <p>※トナー容器が廃プラ、トナー粉がプラスチックにカーボンコーティングしたもので、成分の大半が樹脂のため廃プラ。広域認定制度において廃プラスチック類として取り扱われている例が見られる。</p>
4	オイルエレメント	<p>●判断例1</p> <p>金属くず(ケース等)、廃プラスチック類(オイルフィルター)及び廃油の混合物</p> <p>※オイルフィルターが紙(紙製品)の場合も、総体として産業廃棄物とし、一般廃棄物との混合物とはしない。</p> <p>●判断例2</p> <p>混合物ではあるが、廃油や金属くずに代表する場合もある。</p>
5	グラスウール(断熱材)	<p>●ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</p>
6	廃蛍光灯	<p>●廃蛍光管:ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずと金属くずの混合物</p> <p>(廃蛍光灯など、構成部材にプラスチック製部材が多い場合は、さらに廃プラスチック類との混合物)</p> <p>※なお、処理過程で内部の蛍光体を分離除去したものは汚泥に該当</p>

7	廃タイヤ	●廃プラスチック類(ラジアルタイヤの場合も総体として廃プラスチック類とする。)
8	光ケーブル	●一般的には、以下のような廃棄物の混合物 芯線:石英ガラス(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)又はプラスチック系(廃プラスチック類) 中心部:鋼線(金属くず)又はFRP製・アラミド繊維製(廃プラスチック類) 外被:プラスチック系(廃プラスチック類)又はステンレス製(金属くず) 強化用樹脂:廃プラスチック類 光ケーブルにはいくつかの種類があり、構造と材質別の混合割合によって、判断が異なる場合がある。(ある部材がほとんどを占める場合は、「総体として〇〇」と判断する可能性もある。)
9	グリスラップ汚泥	●油分が概ね5%以上なら「汚泥と廃油の混合物」、油分が概ね5%未満なら「汚泥」に該当する。 なお、野菜くず等が相当量混入している場合にあつては、指定業種(食料品製造業等)から排出されたものは動植物性残渣との混合物に、指定業種以外(飲食店等)から排出されたものは一般廃棄物との混合物に該当することに留意が必

### 3. 産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の判断の違い

#	種類	判断例
1	廃バッテリー(鉛蓄電池)	●特別管理産業廃棄物(腐食性廃酸)と普通産廃(金属くず、廃プラスチック類、汚泥の混合物)の混合物 なお、腐食性廃酸はPb含有量によっては、特定有害廃酸[Pb含有]に準じて処理し、汚泥はPb溶出値によっては、特定有害汚泥[Pb含有]に準じて処理することが望ましい。 (参考)電解液(希硫酸)は腐食性廃酸(pH 2.0以下の場合) 極板の二酸化鉛を希硫酸で練ったペースト状のもの、海綿状鉛は汚泥 正負極板の鉛・鉛合金は金属くず セパレータ(合成樹脂)、電槽・蓋(合成樹脂)は廃プラスチック類 ※UPS(無停電電源装置):上記に加え、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずとの混合物に該当。
2	有害物質付着廃棄物(手袋・ウエス・シリンジ・固着用アルミホイル・ろ紙・試験紙・ピーカー・試験管・アンプル瓶など)	●法律上の分類としては、普通一廃(ウエス・ろ紙・試験紙等)及び普通産廃(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず等)であるが、特別管理産業廃棄物(特定有害産業廃棄物)に準じて処理することが望ましいと考えられる。 なお、試験管・アンプル瓶などが医療関係機関から排出される場合は、排出場所等によって特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)に該当する場合がある。
3	特定有害物質付着廃棄物(研究装置・実験装置・半導体製造やメッキ製造等の装置などの金属表面やダクト中の表面に各種特定有害物質の固着や残)	●各種装置類の金属部材やダクトは、法律上の分類としては普通産廃(金属くず、廃プラスチック類等)であるが、有害物質が付着しているものについては、特別管理産業廃棄物(特定有害産業廃棄物)に準じて処理することが望ましいと考えられる。 なお、装置に残留した薬品については、薬品を抜き取ったうえ、可能な限り付着している有害物質を除去することが望まれる。この際、抜き取った薬品等は、その性状(pH、引火点、有害物質含有の程度等)により、特別管理産業廃棄物(腐食性廃酸・廃アルカリ、引火性廃油、特定有害廃酸・廃アルカリ)に該当することになる。
4	有害物質(重金属)が付着した廃プラ等	●法律上の分類としては普通産廃(廃プラスチック類)であるが、特別管理産業廃棄物(特定有害産業廃棄物)に準じて処理することが望ましいと考えられる。なお、充填塔式スクラバーで生じる充填材(テラレット、ラシヒリング等)も同様に法律上の分類としては普通産廃(廃プラスチック類又はガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)となる。
5	強酸・強アルカリ(有害物質含有)	●特別管理産業廃棄物に該当。 ・腐食性廃酸(pH2.0以下)かつ特定施設から排出される場合は特定有害廃酸 ・腐食性廃アルカリ(pH12.5以上)かつ特定施設から排出される場合は特定有害廃アルカリ
6	廃酸・廃アルカリ(引火性あり)	●強酸・強アルカリ(引火性あり)は、普通産廃(廃酸・廃アルカリ)と特別管理産業廃棄物(引火性廃油)との混合物に該当。 ※廃油以外の爆発性物質が混合している場合は、法律上の分類としては特別管理産業廃棄物には該当しないが、消防法所管部局の指導に従うことが必要である。
7	廃掃法で指定している特定施設以外から排出される有害廃棄物	●法律上の分類としては普通産廃であるが、特別管理産業廃棄物(特定有害産業廃棄物)に準じて処理することが適当である。
8	鉛の金属塊(鉛管くずなどが典型)カドミ、クロム、水銀でも同様。	●鉛管等固体の金属であれば普通産廃(金属くず)に該当。 ・金属水銀は特定有害汚泥(特定施設以外から排出されれば法律上は普通産廃)、カドミ、クロムは、性状により判断する。 ・金属塊は溶出試験(昭和48年環境庁告示第13号)の結果に基づき特別管理産業廃棄物(特定有害産業廃棄物)に準じて処理する必要性を判断する。 ・ただし、これらの金属塊が直接埋立処分されると、埋立地内でのフミン酸等による重金属溶出のおそれがあるため、リサイクルルートに乗せることが望ましい。
9	ジクロロメタン含有の燃え殻・ばいじ	●法律上の分類としては普通産廃であるが、特別管理産業廃棄物(特定有害産業廃棄物)に準じて処理することが望ましいと考えられる。
10	六価クロム付着のコンクリートがら	●付着物が完全に除去できれば、付着物除去後のコンクリートがらは「がれき類」として処理可能。 付着物が除去できない場合は、総体で性状に応じた品目で、必要に応じて、特別管理産業廃棄物(特定有害産業廃棄物)とみなして処理することが望ましい。
11	腐食性廃棄物(特定産廃) + 特定有害廃棄物(Ex. 腐食性廃酸で鉛を含有しているもの)	●特別管理産業廃棄物に該当 ・腐食性廃酸(pH2.0以下)かつ特定施設から排出される場合は特定有害廃酸 ・腐食性廃アルカリ(pH12.5以上)かつ特定施設から排出される場合は特定有害廃アルカリ
12	水銀を含む廃油	●法律上の分類としては普通産廃の廃油であるが、特別管理産業廃棄物(特定有害産業廃棄物)に準じて処理することが望ましいと考えられる。重金属含有廃油の許可業者は存在しないので、廃油と水銀含有産業廃棄物(汚泥等)の双方の許可を有する業者に委託することが必要になる。

4. 産廃と一廃の判断の違い

#	種類	判断例
1	食品製造業の倉庫で出荷前に廃棄物となった製品	<p>●判断例1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容器(金属、プラスチック): 産業廃棄物</li> <li>・泥状の内容物: 産業廃棄物(汚泥)</li> <li>・液状の内容物: 産業廃棄物(廃酸、廃アルカリ、廃酸と廃アルカリの混合物)</li> <li>・固形状又は粉末状の内容物: 一般廃棄物</li> </ul> <p>※倉庫で賞味期限切れ等により廃棄物となったものは、固形状であっても「原料として使用した」ものではないため、産業廃棄物(動植物性残渣)には該当しない。</p> <p>●判断例2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物</li> </ul> <p>容器(金属、プラスチック)が産業廃棄物で、内容物が一般廃棄物では処理に支障を来すため、総体として産業廃棄物</p>
2	食品製造業の賞味期限切れ等により廃棄物となった製品	<p>●判断例1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容器(金属、プラスチック): 産業廃棄物(紙製なら一般廃棄物)</li> <li>・泥状の内容物: 産業廃棄物(汚泥)</li> <li>・液状の内容物: 産業廃棄物(廃酸、廃アルカリ、廃酸と廃アルカリの混合物)</li> <li>・固形状又は粉末状の内容物: 一般廃棄物</li> </ul> <p>※商店から排出される場合も、メーカーが回収して排出する場合も判断は同じ。</p> <p>●判断例2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物</li> </ul> <p>容器(金属、プラスチック)が産業廃棄物で、内容物が一般廃棄物では処理に支障を来すため、総体として産業廃棄物</p>
3	消費過程(社員食堂等)から排出される生ごみ、動植物性残渣	<p>●一般廃棄物(食物残渣が消費過程から排出され、製造工程から排出される場合ではないため。)</p>
4	製造工程で排出される生ごみ、動植物性残渣(原料として使用したもの)	<p>●判断例1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固形状: 産業廃棄物(動植物性残渣)</li> <li>・泥状: 産業廃棄物(汚泥)</li> </ul> <p>●判断例2</p> <p>産業廃棄物(動植物性残渣)…固形状・泥状とも</p>
5	引越し廃棄物(一般家庭から発生)	<p>●一般廃棄物</p> <p>※「市町村は、すべての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有しており、その処理施設で処理が困難なものを、「産廃扱い」などと称して放置できるものではない。(環境省通知平成19年9月7日付け、環廃対発第070907001号、環廃産発第070907001号)</p>
6	一般廃棄物として取り扱いきななかった粗大ごみ	<p>●一般廃棄物</p> <p>※「市町村は、すべての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有しており、その処理施設で処理が困難なものを、「産廃扱い」などと称して放置できるものではない。(環境省通知平成19年9月7日付け、環廃対発第070907001号、環廃産発第070907001号)</p>
7	木くず(梱包木枠)	<p>●産業廃棄物(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材)</p> <p>●一般廃棄物(パレットの使用を伴わない大型の木材)</p>
8	木くず(電線ケーブルの大型ボビンの)	<p>●一般廃棄物(貨物の流通のために使用したパレットに該当しないため)</p> <p>※プラスチック製、金属製ボビン(廃プラスチック類、金属くず)に該当。</p>
9	木くず(面を持たない垂木を組んだもの)	<p>●一般廃棄物(貨物の流通のために使用したパレットに該当しないため)</p>
10	紙おむつ	<p>●産業廃棄物(廃プラスチック類)</p> <p>未使用の状態では排出されたものは、合成樹脂製の吸水材が主要部分を占めるため、総体として産業廃棄物(廃プラスチック類)と判断する。</p>
11	使用済み紙おむつ	<p>●一般廃棄物</p> <p>使用後に排出されたものは、通常、し尿が付着しているので一般廃棄物に該当。</p>
12	使用済み紙おむつ(老人介護施設等より発生)血液が付着しているもの及び特定の感染性疾患※に係るもの	<p>●特別管理一般廃棄物(感染性廃棄物)</p> <p>血液が付着しているもの及び特定の感染性疾患※に係るものは特別管理一般廃棄物(感染性廃棄物)に該当。</p> <p>なお、老人介護施設等において、日常業務の中で感染症の種類によって紙おむつを分別することが実務的に困難な場合は、すべて感染性廃棄物として取り扱うことが現実的であると考えられる。</p> <p>※特定の感染性疾患: 感染症法に定める1~3類感染症、新型インフルエンザ、指定感染症、新感染症、4類感染症のうちE.A型肝炎・H5N1以外の鳥インフルエンザ等、5類感染症のうち感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス等)・MRSA・VRE・麻しん等(「感染性廃棄物処理マニュアル」による。)</p>
13	草(建設工事に伴い発生する草)	<p>●一般廃棄物</p>
14	ペットボトル(事務所で発生するペットボトル)	<p>●産業廃棄物</p> <p>事務所で発生するものは、事業活動に伴って発生するものなので産業廃棄物(廃プラスチック類)に該当。(プラスチック製のカップ類容器・弁当がらも同様。)</p>
15	有機物付着のビニール(廃プラ)例)肉製品パック等	<p>●産業廃棄物(廃プラスチック類)</p> <p>事業活動に伴って発生すれば総体として産業廃棄物(廃プラスチック類)に該当。</p> <p>ただし、付着している内容物の量が多く、総体産廃と捉えられない場合は、内容物の性状により次のように判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泥状: 廃プラスチック類と汚泥の混合物</li> <li>・固形状、粉末状: 廃プラスチック類と一般廃棄物の混合物</li> </ul>
16	廃ウエス(油を拭いた物)	<p>油が多量に付着している状態(油が滴り落ちる程度)のものは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一般廃棄物と産業廃棄物(廃油)の混合物: 木綿等天然繊維製</li> <li>●産業廃棄物(廃プラスチック類と廃油の混合物): 合成繊維製</li> </ul>
17	貝殻	<p>●判断例1</p> <p>一般廃棄物</p> <p>食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において製造工程から発生する産業廃棄物(動植物性残渣)に該当しない</p> <p>●判断例2</p> <p>産業廃棄物(汚泥)</p>

18	牛乳・ヨーグルト (紙パック入り)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産業廃棄物(総体として)</li> <li>・容器:一般廃棄物。</li> <li>・内容物:性状により判断 泥状の内容物:汚泥 液状(エマルジョンを含む)の内容物:廃酸・廃アルカリ</li> </ul>
19	牛乳・ヨーグルト (プラ容器入り)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産業廃棄物</li> <li>・容器:産業廃棄物(廃プラスチック類)。</li> <li>・内容物:性状により判断 泥状の内容物:汚泥 液状(エマルジョンを含む)の内容物:廃酸・廃アルカリ</li> </ul>
20	機密文書(紙)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般廃棄物</li> </ul> <p>指定業種以外から排出された紙製の文書のため。機密性の有無で廃棄物の種類は変わらない。</p>
21	電子媒体(DVD、 CD等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産業廃棄物</li> </ul> <p>性状により、産業廃棄物の廃プラスチック類、金属くず等</p>
22	スタイロ置(合成 置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●判断例1</li> </ul> <p>排出者、排出工程、性状により、次のとおり判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の解体工事等に伴って工事請負業者が排出した場合 → 産業廃棄物</li> <li>・一般家庭が使用していたスタイロ置を直接排出した場合 → 一般廃棄物</li> <li>・事業者が使用していたスタイロ置を直接排出又は一般家屋の置の交換作業で引き取った置屋が排出した場合 → 産業廃棄物(廃プラスチック類)と一般廃棄物(繊維くず)の混合物。</li> </ul> <p>ただし、廃棄物の混合の程度により、「総体産廃」又は「総体一廃」とみなせる場合もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●判断例2</li> </ul> <p>廃プラ・木くず・繊維くず・紙くず</p>
23	罹災物(火災による 廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般廃棄物</li> </ul> <p>火災現場に残置された灰、壁・柱、什器、装置類などは、罹災したのが一般家庭であるか工場・事業場であるかに関らず、罹災者が自ら解体・除去すれば一般廃棄物に該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●産業廃棄物</li> </ul> <p>残存している罹災建築物を業者に請負わせて解体・除去して生じるがれき類・木くず等は請負業者が排出する産業廃棄物に該当。</p>
24	業種限定以外の 排出事業者より発 生するユニホーム (綿とアクリル混紡 材)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不可分一体のため、次のとおり総体で判断する。</li> <li>・綿が主体:総体一廃</li> <li>・アクリルが主体:総体産廃</li> </ul> <p>※生活環境保全上の支障が生じない方法で処理されている実態(例:産業廃棄物の焼却施設に一般廃棄物と産業廃棄物の混合物を委託)がある場合は、適正処理と見なす。</p>

経営塾OB会にて作成